

2017年3月期基準

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編 公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、IR、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする3分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題100問、総合問題9問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けているほか、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題	全体像
1	開示書類とその根拠法令の関係

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法
・有価証券報告書
・四半期報告書

適時開示
・決算短信
・連結決算短信

会社法
・(狭義の)招集通知
・重要事項説明書

正解 ▶ ②

① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。

② × 決算短信…適時開示

決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示に基づくディスクロージャー制度において作成されます。この適時開示は、証券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

問題	有価証券報告書
101	キャッシュ・フロー計算書関係注記

CAT 第の当連結会計期間の決算日は、X 5 年 3 月 31 日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問1)～3)に答えなさい。

テーマ キャッシュ・フロー計算書関係注記

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の関係を示す注記事項です。

連結貸借対照表の「現金及び預金」と「有価証券」の合計額から、連結キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」に該当する金額を算出します。

【解答・解説】

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(X5 年 3 月 31 日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

小問1) 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

本番試験の類似問題を掲載しています。

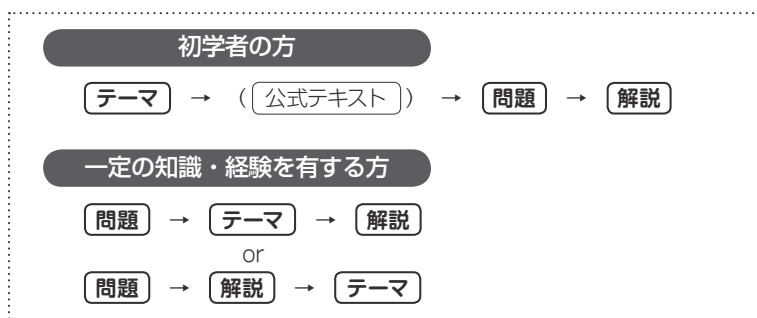
総合問題を解くうえでのポイントを示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

■選択式問題の学習方法

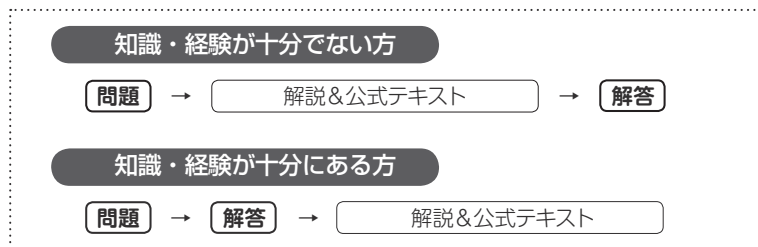
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目 次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16【主要な経営指標等の推移】	34
17【主要な経営指標等の推移】	36
18【沿革】	38
19【事業の内容】	40
20【関係会社の状況】	42
21【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕	
22	【業績等の概要】 47
23	【生産、受注及び販売の状況】、【事業等のリスク】 49
24	【対処すべき課題】、【事業等のリスク】 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 51
25	【事業等のリスク】、【経営上の重要な契約等】、 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 53
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕	
26	【設備投資等の概要】 56
27	【主要な設備の状況】 58
28	【設備の新設、除却等の計画】 60
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕	
29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、 【配当政策】、【株価の推移】 61
30	【役員の状況】 64
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 66
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 69
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 71
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕	
34	【経理の状況】の冒頭 73
35	【連結貸借対照表】 75
36	【連結貸借対照表】 77
37	【連結貸借対照表】 79
38	【連結損益計算書】 81
39	【連結損益計算書】 83
40	【連結損益計算書】 85
41	【連結包括利益計算書】 87
42	【連結包括利益計算書】 89
43	【連結株主資本等変動計算書】 91
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】 93
45	【継続企業の前提に関する事項】 95
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 97
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 99
48	会計上の変更と誤謬の訂正 101

49 (連結貸借対照表関係)	104
50 (連結貸借対照表関係)	106
51 (連結貸借対照表関係)	108
52 (連結損益計算書関係)	110
53 (連結損益計算書関係)	112
54 (連結損益計算書関係)	114
55 (連結株主資本等変動計算書関係)	116
56 (連結キャッシュ・フロー計算書関係)	118
57 (リース取引関係)	120
58 (金融商品関係)	122
59 (有価証券関係)	124
60 (デリバティブ取引関係)	126
61 (退職給付関係)	128
62 (ストック・オプション等関係)	130
63 (税効果会計関係)	132
64 (資産除去債務関係)	134
65 (賃貸等不動産関係)	136
66 【セグメント情報】	138
67 【セグメント情報】	140
68 【関連当事者情報】	142
69 (1株当たり情報)	144
70 (重要な後発事象)	146
71 【社債明細表】	148
72 【借入金等明細表】	150
73 連結財務諸表の【その他】	152
74 【貸借対照表】	154
75 【貸借対照表】	156
76 【損益計算書】	158
77 【株主資本等変動計算書】	160
78 財務諸表注記	162
79 財務諸表の【附属明細表】	165
80 【主な資産及び負債の内容】	167
〔四半期報告書〕	
81 四半期報告書	169

82	四半期報告書の簡素化	171
83	四半期報告書（定性的情報）	174
84	四半期報告書（経理の状況）	176
	〔内部統制報告書〕	
85	内部統制報告書及び内部統制監査報告書	178
	〔臨時報告書〕	
86	臨時報告書（議決権行使結果）	180

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

	〔決算短信〕	
87	決算短信	184
88	決算短信	186
89	決算短信（サマリー情報）	188
	〔四半期決算短信〕	
90	決算短信及び四半期決算短信	190
91	四半期決算短信	192
	〔適時開示〕	
92	適時開示	195
93	適時開示	197
	〔コーポレート・ガバナンス報告書〕	
94	コーポレート・ガバナンス報告書	199

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

	〔招集通知及び事業報告〕	
95	株主総会の招集通知及び事業報告	202
96	事業報告	204
97	事業報告	206
	〔計算書類等〕	
98	計算書類等	208
99	計算書類等	211
100	監査報告書	214

総合問題

101 キャッシュ・フロー計算書関係注記	218
102 退職給付関係注記	222
103 税効果会計関係注記	227
104 1株当たり情報注記	231
105 決算短信サマリー情報（配当の状況）	236
106 生産、受注及び販売の状況	240
107 製造原価明細書	244
108 外貨建有価証券	250
109 引当金	254

証券取引所における開示書類

証券取引所における開示書類に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 決算短信には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付する必要はない。
- ② 決算短信の提出に先立ち、会社法上の決算承認の取締役会を開催しなければならない。
- ③ 決算短信は全ページにつきXBRLファイル化して提出することとなる。
- ④ コーポレート・ガバナンス報告書は、上場会社がコーポレートガバナンス・コードの各原則をどのような方針に基づきどのような体制で遵守しているかを示す投資家向け開示資料である。

テーマ 証券取引所における開示書類

証券取引所の開示書類のうち決算短信は証券取引所が上場会社に求める開示書類の1つであり、年度決算の状況について情報開示するものです。

構成	・サマリー情報 ・添付資料（取引所が一律に記載を要請している事項 投資判断に有用な情報）
監査手続	監査対象ではない (決算短信に含まれる財務諸表部分について、有価証券報告書に先立って監査しているのが実態)
決算承認	会社法上の取締役会（いわゆる決算取締役会）の承認事項ではない
提出方法	TDnetへの登録
提出ファイル	サマリー情報…XBRL及びPDF（サマリー情報のみ、全文） 添付資料（財務諸表）…XBRL、全文PDF 添付資料（財務諸表以外）…全文PDF

正解▶①

① ○ 決算短信と監査手続

公認会計士又は監査法人は、有価証券報告書の監査に先立って、決算短信の財務諸表部分を中心に実質的には監査を行っているのが通常です。しかし、法律上あるいは証券取引所の有価証券上場規程上、決算短信に監査報告書の添付が義務付けられているわけではありません。決算短信のサマリー情報にも、決

算発表時点で金商法上の監査手続が終了していない旨の注意喚起を行うことが求められています。

② × 決算短信の承認手続

決算短信は、その公表にあたって会社法上の決算取締役会の承認を経る必要はありません。証券取引所は適時開示の考え方にしたがって、決算内容が定まった場合には直ちに公表することを求めています。もちろん、財務報告に係る内部統制の観点から、社内手続として決算短信の公表前に取締役会の承認を経ることを妨げるものではありません。

③ × 決算短信のファイル形式

決算短信のうちサマリー情報は、TDnet の XBRL ファイル作成機能を用いて登録・提出が必要なほか、(連結)財務諸表についても XBRL ファイルでの提出が求められています(なお、TDnet には財務諸表の XBRL ファイル作成機能はありません)。しかしながら、添付資料を含む全ページを XBRL ファイルで提出することが求められているではありません。財務諸表を除く添付資料の部分は、全文 PDF ファイルでの提出が必要とされます。

④ × コーポレート・ガバナンス報告書

コーポレートガバナンス・コードとは、上場会社の実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的として定められた規範であり、5つの基本原則、30の原則及び38の補充原則の計73の原則からなります。「独立社外取締役2名選任」「政策保有株式のリスク・リターンの検証」「投資家との対話(エンゲージメント)」など、上場会社が遵守すべき規範が盛り込まれています。東京証券取引所を例にすると、東証一部・二部に上場している企業には73の原則すべてが、また、マザーズとJASDAQに上場している企業には5つの基本原則のみが適用されます。

上場会社は自社に適用される原則を順守しないのであればその旨を投資家に説明しなければなりません。その説明に用いられる媒体が、コーポレート・ガバナンス報告書になります(2015年6月からコード対応のコーポレート・ガバナンス報告書の開示がスタートしますが、施行後最初に到来する定時株主総会から半年の猶予期間があります)。コーポレート・ガバナンス報告書にはコードで開示が求められている11の事項も記載することになります。もっとも、コーポレート・ガバナンス報告書ではコードの各原則を「どのようにして」遵守しているのかの説明までは求められていません。そこで問題文は、「各原則をどのような方針に基づきどのような体制で順守しているかを示す」としている点で誤りです。

【連結損益計算書】

連結損益計算書に関して、もっとも不適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。なお、資本金1億円超の法人を前提とする。

- ① 経常利益に特別利益を加算し、特別損失を控除したものを税金等調整前当期純利益金額として表示する。
- ② 貸倒引当金繰入額がマイナスになることはあり得る。
- ③ 持分法による投資利益と持分法による投資損失を相殺して表示しても構わない。
- ④ 事業税は、全額を「法人税、住民税及び事業税」に計上すべきである。

テーマ

連結損益計算書

問題 39 を参照。

正解▶④

① ○ 連結損益計算書の段階利益

連結損益計算書では、当期純利益の他に、売上高から売上原価を控除した売上総利益、そこから販売費及び一般管理費を控除した営業利益、それに営業外収益及び営業外費用を加減算した経常利益、さらに経常利益に特別利益及び特別損失を加減算した税金等調整前当期純利益金額といった段階利益を計上することになります。

② ○ 貸倒引当金繰入額と戻入益の表示

貸倒引当金繰入額と戻入益がある場合、これを相殺して営業費用（対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合）又は営業外費用（対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合）に計上することになります。また、戻入益の方が大きい場合には、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益に計上します。よって、戻入益の方が大きい場合には、貸倒引当金繰入額がマイナスになることはあり得ます。

③ ○ 持分法による投資利益と持分法による投資損失の相殺表示

連結損益計算書において持分法による投資利益は営業外収益に、また持分法による投資損失は営業外費用に計上されます。もっとも、持分法対象会社が複数ある場合は、持分法による投資利益と持分法による投資損失を相殺して表示することが認められています。

④ × 事業税の PL 表示

本問では資本金1億円超の法人が前提とされており、事業税の外形標準課税があることがわかります。事業税のうち、利益に関連する金額を課税標準とする部分については、「法人税、住民税及び事業税」に含めます。一方、利益に関連する金額を課税標準としない事業税（付加価値割及び資本割といった外形標準課税部分）については、原則として販売費及び一般管理費として表示する必要があります。例外として、合理的な基準に基づき売上原価（当期製造費用）に配分することも認められています。よって、事業税について全額が「法人税、住民税及び事業税」として表示するとしている点で本選択肢は誤りです。

下記資料に基づき、小問(1)～(3)に答えなさい。なお、百万円未満の金額について考慮する必要はない。

○資料 1

P社の有価証券報告書の【生産、受注及び販売の状況】のうち一部を抜粋すると、次のとおりである。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
A	×××	××
B	②	××
C	×××	××
合計	×××	××

(注1) 金額は、販売価格によっております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
A	①	××	×××	××
B	×××	××	×××	××
C	×××	××	×××	××
合計	×××	××	×××	××

○資料 2

当連結グループは、親会社であるP社及び子会社S1、S2及びS3（すべてP社の100%子会社）により構成されている。

事業系統図及び各社の当連結会計年度における受注額・生産額・販売額は次のとおりである。

なお、図中のアルファベットはセグメントを意味する。セグメント間取引はない。

また、子会社S3は子会社S2より納品された半製品（その特殊性から外販はされていない）を加工して連結グループ外へ販売している。

図中の金額はセグメント間取引の相殺消去前の金額（消費税等抜き等の金額）で、単位は百万円である。

子会社S1	
受注	1,000
A 生産	800
販売	900

P 社	
受注	50,000
A 生産	51,000
販売	50,500
B 受注	9,800
生産	10,000
販売	9,900

子会社S2	
受注	900
B 生産	800
販売	800

子会社S3	
受注	19,000
B 生産	20,000
販売	20,000
C 受注	5,000
生産	5,500
販売	6,000

得意先

○資料 3

P 社の有価証券報告書の【セグメント情報】のうち一部を抜粋すると、次のとおりである。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	A	B	C	
売上高				
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	③
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—

小問(1) 資料 1 の受注高①に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(2) 資料 1 の生産高②に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(3) 資料 3 の③に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

テーマ 生産、受注及び販売の状況

有価証券報告書の【生産、受注及び販売の状況】についての理解を問う問題です。

【生産、受注及び販売の状況】の開示に際しては、いくつかの例外も認められていることから、会社によってさまざまな開示が行われています。三号様式の記載上の注意を理解しておく必要があります。

なお、【生産、受注及び販売の状況】は、セグメント情報に関連づけて記載する必要があることから、経理の状況の【セグメント情報】との関連性について理解しておく必要があります。

《解答・解説》

この問題は資料2の正確な読み取りができたかどうか次第で、大きく得点に差がつく問題といえます。

資料2のうち、連結グループ内の取引金額と連結グループ外との取引金額は次のとおりです。

子会社S1			P社		
A	受注	1,000	A	受注	50,000
	生産	800		生産	51,000
	販売	900		販売	50,500
B	受注	900	B	受注	9,800
	生産	800		生産	10,000
	販売	800		販売	9,900
子会社S2			子会社S3		
B	受注	900	B	受注	19,000
	生産	800		生産	20,000
	販売	800		販売	20,000
	受注	5,000	C	受注	5,000
	生産	5,500		生産	5,500
	販売	6,000		販売	6,000

連結グループ内 連結グループ外 得意先

また、BセグメントはP社と子会社S3にまたがっていることに注意してください。

小問(1) 円

セグメント A の受注実績は、P 社の 50,000 百万円のみです。

子会社 S1 は P 社から受注を受けたに過ぎません。そのため S1 の受注額 1,000 百万円を加算しては誤りとなります。

なお、資料 1 において①が②より下に位置していることに留意が必要です。

小問(2) 円

セグメント B の生産実績は P 社の 10,000 百万円に S1 の 20,000 百万円を加算して求めることができます。

子会社 S2 の生産額は、連結相殺されるグループ内売上高に対応する生産額である以上、加算する必要はありません。

小問(3) 円

各報告セグメントの外部顧客への売上高及び合計額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	A	B	C	合計
売上高				
外部顧客への売上高	50,500	29,900	6,000	86,400
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—